

# 資金の貸付けに関する確認について

平成 15 年 9 月 1 日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記のとおり、対象事業者である三井鉱山株式会社について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号）第 31 条第 1 項に規定する確認を行いました。（次頁にて関係法令添付）

1. 確認を行った日  
平成 15 年 9 月 1 日
2. 確認を受けた金融機関等の名称  
株式会社三井住友銀行
3. 確認に係る貸付けを行う日  
平成 15 年 9 月 1 日
4. 確認に係る貸付金の元本額  
金 1 1 3 億円

以上

## 株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号）（抄）

### 第 31 条 （貸金の貸付けに関する機構の確認）

- 1 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。
  - 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。
  - 二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第 23 条第 1 項第 2 号の同意をした関係金融機関等（以下この号並びに次条及び第 33 条において「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。）。
- 2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。
- 3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。
- 4 機構は、第 1 項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

**金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件** **【平成 15 年内閣府・財務省・経済産業省告示第 2 号】**

株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27 号)第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、公布の日から適用する。

- 1 株式会社産業再生機構法第 31 条第 1 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たすこととする。
  - 一 当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定が行われると見込まれる日までの間における当該事業者の資金繰りのために合理的に必要となる資金を貸し付けるためであること。

- 二 当該貸付けの金額が、同時期に対象事業者の資金繰りのために行われる他の信用供与の金額と比較して特に多い等、その貸付けが行われなければ対象事業者の資金繰りに困難が生じる程度に多いものであること。
  - 三 当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定が行われると見込まれる日より後であること。
  - 四 当該貸付けを行うことが、次に掲げる条件を満たしていること等により容易である場合に該当しないこと。
    - イ 当該貸付けに係る金利の水準が、対象事業者が再生支援の申込みを行う前に借入れた同種の貸付けに係る金利の水準と比較して著しく高いものであること。
    - ロ 当該貸付けについて、対象事業者が十分な担保を提供することができること。
- 2 前項に規定する「対象事業者」、「買取決定」又は「再生支援」とは、それぞれ株式会社産業再生機構法第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 21 条第 1 項に規定する対象事業者、買取決定又は再生支援をいう。

以 上